

No.132

縁の子

発行
編集鎌ヶ谷市青少年センター
番号273-0101
鎌ヶ谷市富岡2-6-1
(生涯学習推進センター内)
電話047-445-4393

自転車は 車のながま

自転車に乗るときは ルールとマナーを守りましょう

II 自転車乗用中の事故の数 II

自転車は誰もが気軽に乗れて、免許も必要がありません。今まで罰則もなく、危険な自転車運転者による事故やトラブルも増えています。悪質な自転車の交通マナーを取締るために改正道路交通法が平成二十七年六月一日から施行されました。

自転車の事故では、被害者となることもあります。加害者となることもあります。加害者となつた場合は損害賠償の責任が生じ、賠償額が高額になることがあります。

II 自転車での加害事故の例 II

○男子小学生(十一歳)が夜間帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で、歩行中の女性(六十二歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折の傷害を負い、意識が戻らない状態となつた。

(神戸地方裁判所 賠償額九、五二一円の判決)
○男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(二十四歳)と衝突。

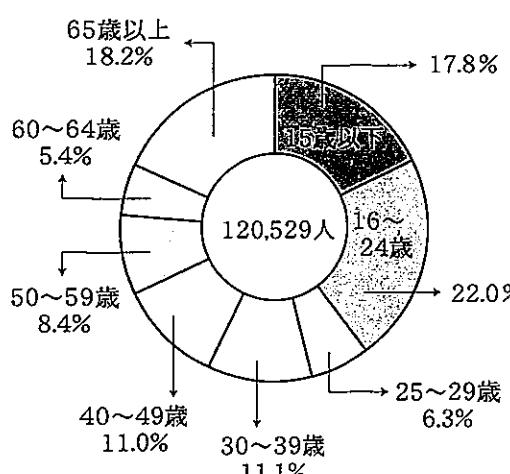
男性に重大な傷害(言語機能の喪失等)が残つた。

(東京地方裁判所 賠償額九、二六六万円の判決)
(賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた額。
金額は概算額。日本損害保険協会調べ)

平成二十五年には、自転車乗用中の交通事故が一二一、〇四〇件発生しています。これはなんと四分二十秒に一件の割合で自転車事故が発生していることになります。また、自転車乗用中の死傷者数は一二〇、五二九人で、交通事故全体の死傷者数の十五、三%を占め、これは歩行中の死傷者のおよそ二倍と高い数値を示しています。

年齢別の死傷者の割合をみると、十五歳以下が十七、八%。十六歳~二十四歳が二十二%であり、死傷者の約四割が子どもと若者であることが分かります。

(二十六年交通白書。警察庁「平成二十五年中の交通事故の発生状況」から)



＝違反行為として十四項目が

指定されました＝

- ①信号無視
 - ②通行禁止違反
 - ③歩行者用道路での徐行違反
 - ④通行区分違反（路側帯の通行など）
 - ⑤路側帯通行時の歩行者通行妨害
 - ⑥遮断機の下りた踏切への侵入・立入り
 - ⑦交差点で右折する場合の直進車の妨害など
 - ⑧交差点での優先車妨害等
 - ⑨環状交差点の安全進行義務違反
 - ⑩指定場所一時不停止
 - ⑪歩道通行時の通行方法違反
 - ⑫ブレーキ不良の自転車運転
 - ⑬酒酔い運転
 - ⑭携帯電話を使用するなど安全運転義務違反
- 道路交通法上では自転車は「軽車両」となつていて、自動車やバイクと同じ扱いになつています。違反をすると罰則もあります。
- 満十四歳以上は全ての人が対象となります。
- ◇自転車は車道通行が原則
- ◇通行するときは車道の左側
- ◇歩道を通行するときは歩行者優先
- ◇幼児・児童はヘルメットをかぶる
- ◇夜間走行中は必ず前照灯を点灯する
- ◇二人乗り・並列走行禁止
- ◇走行中の傘さし・携帯電話・イヤホン禁止
- 事故を起さないためにも、自転車の交通ルールを家庭でも話し合ってください。

“心の教育講演会”受講しました。

「子どもたちを取り巻くネット環境」～ツイッターや、ライン、スマホの危険性についてと題した、全国webカウンセリング協議会理事長の安川雅史先生の貴重なお話しを拝聴してきました。

メディアなどでも活躍されている安川先生は、どこにでもある身近な実例を紹介しながらのお話で大変参考になりました。

昨今では、どこの会社の採用試験でも学力はもとより、採用しようとする人のネット上での個人の評判を一番信じる世界になってきているとのことです。

また、いろいろな事件での被害者の立場であつても個人情報をネットで検索し調べる人がいるので、ネット上に実名や、本人だけで無く家族や出身校などありとあらゆる情報が公表されてしまいます。

このように、ネット上にいろいろな情報が載るということは全世界の（大人を含む）人が見ておなり、一度書き込みされた情報は、削除することが非常に困難なことであるということを認識しておきます。

このような話しだけでは、とても怖いものだと思いますが、ネットは便利なこともありますので、便利な分だけリスクも伴うということを認識し、日頃から必要のない個人情報などは安易な気持ちで載せないようにしたいものです。

子どもだけに限らず、大人も正しい知識を持ち未来ある子どもたちを指導していきたいと思いました。

また、ネット依存の子どもたちから、パソコン

やスマホあるいはネットゲーム機器を取り上げると、暴言や暴行等の問題行動が表れ、家族とのコミュニケーションや、勉強時間が不足になり学力低下などの悪影響を及ぼすことがあります。

簡単に使えるツイッターや、ラインなどもきちんととした危機管理のもと使用する前の指導が必要だと改めて思いました。

子どもに携帯を持たせる前にフィルタリングをかける事、ラインに登録するときは初期設定で無限に友だちを追加出来ないよう、「友だちへの追加をOFFに設定する」などの危機意識を持つことが大切です。そうすることで不要なライン仲間を増やすことがなくなります。

また、ネット関連事案のリスクなどについての指導も必要だと痛感しました。

子どもたちが安易に利用できるツイッターやラインは一步間違えば人権侵害や、文字の変換によってトラブルの元となつたり、いじめの原因になつたり悪影響を及ぼすことがあります。

表面上の言葉は、ほとんど意味がない事を教え、本当に心配してくれる友を選び、生命の大切さを感じさせる必要があります。子どもたちは、納得出来るように会話をすることが信頼関係を築けるものです。

また、面白半分で動画や個人情報を載せることによって、将来不利益になる危険性があるということなども保護者の毅然とした指導教示が必要であると改めて痛感させられました。

ネット被害 どう防ぐ?

スマートフォンの普及で、子どもたちの間にネットによるトラブルが広がっています。

友だちとの約束の場所に行くときにスマホの画面に「なんで来るの」の文字が・・・。

発信した方は、交通手段を尋ねるために「なんで(どんな方法で)来るの」と問い合わせたのに対し、受信者は「どうして来るの」と理由を問いただされたと受け止めた。

こんなささいな行き違いが原因で陰湿ないじめに発展することもあるようです。

スマホはパソコン。ウイルス感染もあり、一歩間違えると大変なことになりますが、子どもも可愛さもあってか、安易に買い与えている親も多いとか。

フィルタリングはしていますか? フィルタリングは車で例えれば命を守る“シートベルト”にあたります。子どもに言われるまま解除することは、これも無責任です。

スマホを取り上げても効果はその場限りです。大切なのは正論ではなく、「心を動かす言葉」だと。身近な友だちこそ大切にさせることや、日常のコミュニケーションに心を配ることこそが大事なように感じます。私たち大人が、ネット環境に潜んでいる危険性について学び、問題行動の未然防止・早期発見・早期対応を心がけていきましょう。



平成27年4月～9月までの補導状況は表のとおりです。(平成27年9月25日現在)

◆街頭補導

学識別 行為別	小学生		中学生		高校生		有職少年		無職少年		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
自転車二人乗り	・	4	18	4	19	8	・	・	・	・	53
自転車無灯火	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	0
危険箇所出入り・遊び	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	0
たむろ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	0
喫煙	・	・	・	・	・	・	4	・	1	・	5
怠学	・	・	3	・	・	・	・	・	・	・	3
その他	11	・	・	・	5	・	・	・	・	・	16
合計	11	4	21	4	24	8	4	0	1	0	77

声かけをした件数を前年度同期と比べると、前年度169件に対し、77件と激減しています。(-92件)

行為別では、自転車二人乗り(-51件) たむろ(-15件) 喫煙(-18件) 怠学(-1件) その他(-7件) となっています。

学識別では、小学生(-12件) 中学生(-21件) 高校生(-51件) となっています。引き続き「愛のひと声」をお願いします。

◆補導実施状況

形態別	補導回数	従事者				合計
		補導員	学校	職員	その他	
計画補導	65	112	9	66	・	187
夜間補導	10	7	8	8	・	23
随時補導	129	・	・	158	・	158
行事特別補導	17	・	・	45	・	45
市内一斉パトロール	1	51	13	7	12	83
列車パトロール	・	・	・	・	・	0
隣接補導	・	・	・	・	・	0
合計	222	170	30	284	12	496



平成27年度
子ども防犯マップ
(平成27年4月～9月)



子どもたちが安心して暮らせるまちに・・・

ご家庭でも話し合ってみましょう。

- 子どもだけで出かけるときは時間と場所を家族に知らせていますか？
 - 人気のない道、夜道の一人歩きはしないようになります。
 - よく使う道の「こども110番の家」を確認しておきましょう。
 - 万が一、不審者に出会ってしまったときの対応を日頃から話し合っておきましょう。

